

退職所得に係る市・都民税のお知らせ

平成25年1月から、退職所得に係る住民税の税額計算が変わります。

税制改正により、平成25年1月1日以降支払われる退職所得について市民税・都民税の税額計算が以下の通り変更となりました。

- ① 平成25年1月1日以降の退職所得に係る所得割について、**所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置が廃止**されます。
- ② 平成25年1月1日以降の退職所得に係る所得割について、**勤続年数が5年以下である役員等に対する退職所得金額の算出方法が変更**になります。

【税制改正後の住民税計算方法】

市・都民税の税率:10%

☆1 退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収税額※	
		市民税 6%	都民税 4%		市民税 (A)	都民税 (B)

※1000円未満の端数切捨て

※100円未満の端数切捨て

※(A)+(B)が、特別徴収すべき税額。

変更点①の改正内容

算出された(A)・(B)から10%分を控除する措置を廃止

<注>

☆1 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額 ☆2) **×1/2**

変更点②の改正内容

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 法人税法第2条第15号に規定する役員 | } 役員等としての勤続年数が5年以下の者については |
| 2. 国会議員及び地方公共団体の議会の議員 | |
| 3. 国家公務員及び地方公務員 | |

退職所得の金額 = 収入金額 - 退職所得控除額 (「×1/2」はありません。)

☆2 退職所得控除額は、勤続年数に応じて算出

① 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は、80万円)

② 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

* 障害者になったことにより退職した場合は、①または②に100万円を加算

平成24年12月31日までに支払われた退職金については、改正前の税額計算となります。

お問合せ先

この内容について 小金井市役所 市民税課 市民税係 Tel. 042-387-9819

納め方について 納税課 管理係 Tel. 042-387-9825